

木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月7日

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市告示第171号

木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、事業者による商品の宅配について、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅配 事業者が販売する商品を顧客のもとへ配達することをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 「らづデリ+」 木更津市デリバリー等支援対策協議会が運営する、事業者の実施する宅配・テイクアウトサービスに係る情報発信及び注文管理等を行うプラットフォームのことをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、中小企業者又は市長が特に必要と認めた事業者若しくは団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営むものであること。
- (2) 「らづデリ+」へ登録を完了している者であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていない者であること。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない者であること。

(補助対象となる宅配)

第4条 補助金の交付の対象となる宅配は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものと

する。

- (1) 「らぶデリ+」の注文フォームを通じて注文された商品の宅配であること。
- (2) 1件の宅配による販売金額が1,500円以上であること。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、第9条による交付決定後から市長が指定する期日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号のとおり交付するものとする。なお、1月当たり6万円を限度とする。

- (1) 電子地域通貨「アクアコイン」で決済した場合 300円
- (2) 前号以外の方法で決済した場合 200円

(交付の申請)

第7条 補助事業者が規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が指定する期日までに、木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式の2）
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付予定額の総額が予算の範囲を超えると判断した場合は、前項の期日前であっても、申請の受付を終了することができる。

3 同一の補助事業者の補助金の交付申請は、同一年度内に1回に限るものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により交付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) その他市長が必要と認める条件

(決定の通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。

(変更の承認等)

第10条 第8条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金変更（中止又は廃止）承認申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査し、補助金の変更（中止又は廃止）を決定し、木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金変更（中止又は廃止）承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、当該補助事業の完了した日から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、月額費用に関する実績報告については、当該補助事業の完了する前において、月ごとにすることができるものとする。

(1) 事業報告書（別記第5号様式の2）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 規則第14条の規定による通知は、木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金額確定通知書（別記第6号様式）により確定した額を補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）によるものとする。

（返還命令）

第15条 規則第18条第2項の規定による返還命令は、木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金返還命令書（別記第9号様式）によるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

別 記

第1号様式（第7条）

木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金交付申請書

年 月 日

木更津市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

T E L \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金の交付を受けたいので、木更津市補助金交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 市長が必要と認める書類（木更津市から別途依頼した場合のみ提出する）

第1号様式の2（第7条）

事業計画書

店 舗 名 \_\_\_\_\_

店舗所在地 \_\_\_\_\_

1. 事業期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

2. 事業概要

補助対象なる宅配は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものになります。

- (1) らづデリ+の注文フォームを通じて注文された商品の宅配であること。
- (2) 1件の宅配による販売金額が1,500円以上であること。

月	決済方法（補助金単価）	宅配件数	補助額（決済方法別）
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
補助金交付申請額（合計）			円

住 所

団 体 名

代表者名

木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金については、  
下記のとおり決定したので、木更津市補助金交付規則第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定

(1) 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 交付の条件等

2 不交付決定

理由

年 月 日

木更津市長

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第10条）

木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金変更（中止又は廃止）承認申請書

年 月 日

木更津市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付け木更津市指令第 号で交付決定のあった木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金については、下記のとおり変更したいので、木更津市補助金交付規則第5条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（中止又は廃止）内容
- 2 変更（中止又は廃止）予定年月日
- 3 変更（中止又は廃止）理由
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書（第1号様式の2）
  - (2) 市長が必要と認める書類（木更津市から別途依頼した場合のみ提出する）



住 所

団 体 名 称

代表者氏名

木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金変更（中止又は廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更（中止又は廃止）承認申請のあった木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 承認

(1) 変更（中止又は廃止）内容

2 不承認

理由

年 月 日

木更津市長

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第11条）

木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金実績報告書

年 月 日

木更津市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

T E L \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

年 月 日付け木更津市指令第 号で交付決定のあった木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金の事業実績について、木更津市補助金交付規則第12条の規定により報告します。

記

1 補助金実績報告額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書（第5号様式の2）
- (2) 市長が必要と認める書類（木更津市から別途依頼した場合のみ提出する）

第5号様式の2（第11条）

事業報告書

店 舗 名 \_\_\_\_\_

店舗所在地 \_\_\_\_\_

1. 事業期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

2. 事業概要

補助対象なる宅配は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものになります。

- (1) らづデリ+の注文フォームを通じて注文された商品の宅配であること。
- (2) 1件の宅配による販売金額が1,500円以上であること。

月	決済方法（補助金単価）	宅配件数	補助額（決済方法別）
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
月	アクアコイン（300円）	件	円
	アクアコイン以外（200円）	件	円
補助金交付申請額（合計）			円

第6号様式（第12条）

木更津市達第 号

住 所

団 体 名

代表者名

木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け木更津市指令第 号で交付決定のあった木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金について、木更津市補助金交付規則第14条の規定により、下記のとおり交付額を確定します。

記

補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

木更津市長

第7号様式（第13条）

木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金交付請求書

年 月 日

木更津市長 様

住 所

団 体 名 称

代表者氏名

印

年 月 日付け木更津市達第 号で額の確定のあった木更津市中小企業向け  
宅配支援事業補助金について木更津市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請  
求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

住 所

団 体 名 称

代表者氏名

木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け木更津市指令第 号で交付決定のあった木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 取消内容
- 2 取消年月日
- 3 取消理由

年 月 日

木更津市長

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

住 所

団 体 名 称

代 表 者 氏 名

木更津市中小企業向け宅配支援事業補助金返還命令書

木更津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

記

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 補助金の交付決定額   | _____円        |
| 2 補助金の既交付額    |               |
| 年    月    日交付 | _____円        |
| 計             | _____円        |
| 3 補助金の交付確定額   | _____円        |
| 4 返還すべき金額     | _____円        |
| 5 返 還 期 限     | 年    月    日まで |
| 6 返還を命ずる理由    |               |
| 年    月    日   |               |

木更津市長

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。